

会 議 録 目 次

平成23年第2回海田町議会3月定例会（第4日目）

平成23年3月18日（金）午後1時30分開議

日程第1	第19号議案	平成22年度海田町一般会計補正予算（第8号）……………	4
日程第2	発議第4号	東北地方太平洋沖地震による被災地の支援に関する緊急 決議案について……………	7
日程第3	第9号議案	督促手数料の廃止等に係る整備条例の制定について……………	8
日程第4	第10号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	8
日程第5	第11号議案	海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の 制定について……………	8
日程第6	第12号議案	海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について…	8
日程第7	第13号議案	平成23年度海田町一般会計予算……………	8
日程第8	第14号議案	平成23年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	8
日程第9	第15号議案	平成23年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	8
日程第10	第16号議案	平成23年度海田町介護保険特別会計予算……………	8
日程第11	第17号議案	平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	8
日程第12	第18号議案	平成23年度海田町水道事業会計予算……………	8
日程第13	発議第2号	公務員宿舍の早期整備を求める意見書案について……………	1 2
日程第14	発議第3号	第13号議案平成23年度海田町一般会計予算に対する附帯 決議案について……………	1 2
		（散 会）……………	2 3

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	野 間 宏 紀
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
企 画 課	長	細 川 真 示
財 政 課	長	白 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	花 本 則 之
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
住 民 課	長	伊 藤 仁 士
福 祉 課	長	窪 地 満
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	飯 田 義 光
建 設 課	長	久 保 田 誠 司
下 水 道 課	長	武 田 昭 典
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次	長	多 幾 山 晃 年
参 事		木 原 晴 彦
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
水 道 課	長	市 川 英 士

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

(黙とう)

○議長（久留島）黙とうを終わります。ご着席をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日は報道のため、カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

日程第1、第19号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、こんにちは。今日は忙しいところをありがとうございます。

まず、今回の東北地方太平洋沖地震に伴う被災を受けた皆さんに対し、心からお見舞いを申し上げます。本町といたしましてもできる限りの支援をしていく所存でございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、第19号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算。平成22年度海田町一般会計補正予算につきましては、東北地方太平洋沖地震に係る災害義援金のための予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）第19号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料31の平成22年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費の一般管理一般事務事業につきましては、東北地方太平洋沖地震に係る災害義援金として450万円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、450万円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第19号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,692万円とするものでございます。以上で平成22年度海田町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。私も、被災者の方に心からお見舞いを申し上げます。

このお金は全国町村会を通じて送られる予定でありますけれども、使途はほとんど公共事業と、あるいは被災者の方に送られるのかどうかわかりませんが、有効に活用されると思いますが、私はこれでは足らんのではないかというように思うんです。いろいろ情報を見せていただくのに、近隣の町村と合わせたり、同じレベルの町と合わせたりというのがありますが、今回はこれとしても、2弾、3弾が必要ではないかというように思うんですが、その点はどうかということ。

もう一つ、物心両面の支援で、物的、人的、住居、義援金というのがありますね。これだけの災害の中で、町が対応しておられるんですが、私は、町長を本部長とする救援対策本部、これをつくって対応する必要があると思うんですが、その辺はどうなっておるのか。なかったら、つくることを私は要求するんですが、その辺はどうか、お尋ね申し上げます。

被災現地は今いろいろ麻痺しているような状況ですけれども、これまで想像されていた規模よりもはるかに大きい規模でやっておいでですが、町も思い切ってこの規模を拡大して援助する考えはないですか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目、最後の3点目も同様かと思いますが、今回の義援金につきましては初期的対応というところで町村会からの呼びかけに応ずるものでございます。今後、必要に応じましてさらなる支援策を検討してまいりたいと思います。

2点目で聞かれました対策本部でございますが、本部という名称は打っておりませんが、町長のもとで対策支援会議というものを早速16日に開いて、そこで様々な支援策等を検討しております。今後とも必要な時期において会議を開いて決めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今回はこれで、緊急の場合ですからいいですが、2弾、3弾というのは考えておられないのか。

それから、そうするとやっぱり対策本部が必要だと私は思うんです。これを設置することは考えておらんのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）必要に応じまして2弾的措置、3弾的措置というのは考えてまいりたいと思います。

それから、名称自体どうかと、検討いたしますが、この支援会議というのは部長職以上、それから関係課長を入れて開いておりますので、十分に機能しているというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。町営住宅はなかなか空きがないということなんですけれども、以前の阪神大震災とかああいうふうなところが、広島市やなんかもそうなんですけれども、民間の住宅というか、アパートやなんかですね、そういうものに、広島市の場合だったら市が話をつけて入居させるような手続きをされたということがあったんですけれども、やっぱり海田町でも、町営住宅になかなか空きがないということだったら、そういうふうなことをすべきじゃないかと思うんですけれども、その辺のところはお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）独自の対策というのはなかなか、あちらにいろいろニーズはあると思いますけれども、そこら辺につきましては政府を通じて、さらにその後に県を通じて、様々な支援策について今できるものを聞いてきております。そういう中で、議員がおっしゃいましたような支援策についての要請がありました段階で判断したいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）当然そういうふうな要請があると思うんです。あるはずなんです。そういうときには進んで、町としてそういうふうな大家さんにというんですか、民間の方にお願いとか、そういうふうなことをぜひともお願いいたします。当然そういうふうな要請は来るわけなんですけれども、積極的に町として民間の方にも、アパートを持っておられる方、そういうふうなところに対して話をつけるというのか、お願いをする、そういうふうなことをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）要請がありました場合には積極的に取り組んでまいります。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）2番、兼山です。現時点では個人的な援助物資ということは辞退している

というふうな情報を聞いておりますが、これから個人的な援助物資、こちらについて、海田町として受け付ける、受け入れるという考えはあるのかどうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現時点におきまして、援助物資につきましては県を通じてということにしております。現在、広島県においては個人からの援助物資については扱わないということになっておりますから、現時点では海田町としても個人からの援助物資は取り次がないことにしております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第19号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）この際、東北地方太平洋沖地震による被災地の支援に関する緊急決議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（決議案配付）

○議長（久留島）日程第2、発議第4号、東北地方太平洋沖地震による被災地の支援に関する緊急決議案についてを議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第4号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）この際、日程第3、第9号議案から日程第12、第18号議案までを一括議題といたします。

去る4日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、予算審査特別委員会委員長から委員会の審査経過並びに結果について報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、崎本議員。

○予算審査特別委員会委員長（崎本）12番、崎本でございます。予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成23年3月4日付けで付託された案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。

付託案件は、第9号議案から第18号議案に至る10議案でございます。

審査経過でございますが、平成23年3月4日、本会議において議員15名で設置された本委員会は、3月7日から4回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、次の日程で質疑を行い、慎重に審査をいたしました。第1回目は、3月7日9時から工事関係の現地調査を行いました。第2回目から第4回目は、3月8日から3月10日まで、会議室において慎重に審議いたしました。

審査の結果でございますが、第9号議案から第18号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

なお、第13号議案平成23年度海田町一般会計予算に対して、前田委員外7名の委員から別紙のとおり附帯決議（案）が提出されました。起立採決の結果、賛成多数で案のとおり決定されました。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（久留島）以上で委員長報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第9号議案、督促手数料の廃止等に係る整備条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第10号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第10号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第11号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第12号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第12号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、平成23年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第13号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、平成23年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第14号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、平成23年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第15号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第15号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第16号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第17号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第17号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、平成23年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第18号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第13、発議第2号、公務員宿舎の早期整備を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第2号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第14、発議第3号、第13号議案平成23年度海田町一般会計予算に対する附帯決議案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。第13号議案平成23年度海田町一般会計予算に対する附帯決議を提出いたします。

畝保育所再整備にかかわる予算は、建設場所が建設するまで執行されないよう求めるものであります。以上でございます。

○議長（久留島）訂正がありますか。

○14番（前田）済みません、訂正いたします。再度読み上げます。第13号議案平成23年度海田町一般会計予算に対する附帯決議を提出します。

畝保育所再整備にかかわる予算は、建設場所が確定するまで執行されないよう求めるものでございます。以上です。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今、附帯決議案が出されましたけれども、全協や予算特別委員会でいろいろ意見が出されておりました。執行部が提案した予定地である1案、

2案、3案がありましたけれども、それ以外の土地も含めての附帯決議なのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そのとおりでございまして、よりすばらしい用地がないかということを検討するものでございます。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私が認識しておるのは、建設場所、先ほど言いました1案、2案、3案とありましたけれども、町が評価しているのは3案であります。ふるさと館の跡地が一番いいということで評価が高くて、町はそれに決めた形で提案しておるわけですが、言いかえれば、場所も建設方法も決まっているのに、場所が確定するまでというのは矛盾していると私は思うんですが、その辺はどうなんですか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今、建設場所、町長提案の3案ということですが、すなわち、現ふるさと館を解体・撤去して、その位置に畝保育所を建設する、こういうもののことであろうかと思いますが、建築後まだ15年ぐらしかたっていないふるさと館を無駄なお金をかけて解体し、さらにまた新しくそれに見合うものをつくると。こういうのは非常にこの緊縮財政予算の中では無駄ではないか。よって、それだけの予算があれば別の用地も購入できるのではないか、そこらを含めて検討すべきである、こういうふうに申し上げておるものでございます。ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）確かに予算委員会あるいは全協の中でいろんな意見が出ましたが、議員の側から、数名の方からユースの駐車場の跡地というような案がありました。私はいろいろ考えてみるのに、地主と議員が癒着して、しかもそれを提案とする場合も考えられる。こうなると、執行権も議決権も全く明確にない状況になってくる。ますます町政が混乱する大きなもとが附帯決議の中に含まれているというように思うんですが、その辺はどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）何か想像で物を言っておられると。私どもは癒着とかそういうことを言うておるんじゃないかと、予算の無駄、あるいはそういう必要なものを、現在もふるさと館はそれなりに利用されております。ですから、そういう場所も含めて、場合によっ

てはユウシンの駐車場が空くんじゃないか、あるいは工場用地が空くんじゃないか、そういうところも含めて、検討材料はようけあるであろうと。ですから、慌てて、線路に近いところでという事故の誘発、そういうこともいろいろ考えられますので、もろもろ検討すべきじゃないか、もっとすばらしいところがあるんじゃないかならうか、あるいは現在地にしても取付け道路の整備等であるいは建設ができるのではなからうかというようなことを言うておるものであって、何も癒着云々をとやかくしておるものではないことをご理解願います。以上です。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。今の畝保育所なんですけれども、保護者の方が園児の送り迎えとかで道路が狭いというふうなことで建替えも含めてされておるわけなんですけれども、次の建設場所、これが速やかに決まるというふうな状況だったら別なんですけれども、建設場所がまたなかなか決まらない、来年度のこの1,000万の予算もなかなか執行できないということになると、一番迷惑を受けるというか、影響を受けるのはやっぱり保護者の方だとか園児の方じゃないかと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうになるんでしょうか。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）若干理解できないところもあるわけですが、要するに建設場所で園児、保護者が迷惑するのではないか、いわゆる進入路のことかとは思いますが、ですから、私どもももっと、場合によっては進入しやすい、あるいは離合しやすい場所もあるんじゃないか、このように申し上げておるものでございます。よろしく。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。こちらの附帯決議案の中には、建設場所が確定するまで執行しないよう求めるとございますが、まず、建設場所の確定方法、それと、その時期についていつごろを考えていらっしゃるのかをご答弁願います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほど来、佐中議員からの質疑の中でも答えておりますように、もろもろの場所がありますので、そこらを含めて、できるだけ早く、これはもちろん町長部局からの提案もあるかもわかりませんが、そういうことで、ご存じの3案に固執したもので限定すべきではない、こういうふうに申し上げておるもので、時期は、今日明日とか、そういうふうに言うておるものじゃなしに、極力早く、ということをご理解願いま

す。よろしくどうぞ。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）極力早くと申しますが、その執行部提案の3案の中から決めるということとは、先ほど来の答弁の中では、新たに用地も探すということになってまいりますと、当然その用地買収のめど、その場所を選ぶことに対してもそれ相応の時間がかかるものと思われまます。となりますと、当然その間、畝保育所を利用されている保護者の方々の送迎にとてつもない迷惑を来すと。そのような部分に関しまして、要は確定するまでとおっしゃるのであれば、その時期をいつというのを明確にされる必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）仰せのとおりかとも思いますけれども、要するにそういうのを全員協議会等いろいろ、あるいはそういう持ち寄りもあろうかと思えます。かつては庁舎の問題でも7カ所の候補地がありました。議員それぞれがそれなりのものを提案して3カ所に絞って住民アンケートをとった。このような経緯もありますので、何も執行部だけに頼っているんじゃなくして、我々も町民のために一生懸命働くのは当然のことであろうかと思えます。そこらを含めてご理解願いたいと思えます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）今、国を挙げて待機児童の対策にいろんな案が出されています。我が町でも待機児童がいて、入りたくても入れず、心待ちにしている児童がいます。待機児童だけでなく、この不景気で、入所できる保育園があれば働きに行きたいと思っている方もたくさんいます。国からも自治体に、できるだけたくさんの子どもを受け入れるようにとのことで、今候補に挙がっている駐車場の工場が完全に撤退するまで一、二年先になるかもしれません。確かに駐車場は個人の土地と聞いております。でも、全部が、工場が退去するまでには一、二年かかり、それから設計してと簡単に計算しても、保育園が完成するまでは4年近くかかります。待機児童にとって、また今から働きに行きたい保護者にとって、一刻も早く保育所の建替えを願っているのが現状だと思うのです。現在候補に挙がっている場所は海田町の都市計画マスタープランの中で工業地として位置づけられ、工場の駐車場です。工業地は工業地としての土地利用の維持に、そのための現駐車場も必要不可欠だと思うのです。待機児童の早期解消を願う中で現在のほかの土地をとすることは、かなり今からまだ時間がかかります。できるだけ早期に解消するため

には、やはり行政の分の案に賛成ではないかと思えます。ですから、今さっき言われたように、今からほかの土地の交渉をすれば長くかかります。町民の声を聞くためにはやはり早期解消をと思っております。以上です。

○議長（久留島）今のは要望ですか、質疑ですか。質疑は簡潔にお願いします。

○1番（大江）済みません。ですから、早期解消を願う町民の声をどのように受けとめていますでしょうか。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今るる言われましたが、言われることの意味が、もうちょっと勉強もしていただきたい、このように一言申し上げておきます。建築基準法とか工場の用地云々、私どもはそういうところに固執した物の言い方をしておるものでは決してございません。だから、先ほど住吉議員の質疑にも答弁いたしましたとおり、全員協議会等を開いて、ここがそれなりの候補地、もっとすばらしいところがあるんじゃないか、なければしょうがないんですけれども、再度そういうことを含めて検討する時間が必要と。だから、時期はいつか、極力早く、このように申し上げておるものでございます。以上です。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。兼山議員。

○2番（兼山）2番議員、兼山です。反対の立場で討論いたします。

予算審査特別委員会では、各項目ごとに予算を審査、チェックし、第13号議案である平成23年度海田町一般会計予算は原案どおり可決すべきものと決定したにもかかわらず、予算審査特別委員会最終日に附帯決議案を付することは執行権の侵害ととらえられてもおかしくない行為と私は判断します。したがって、第13号議案平成23年度海田町一般会計予算に対する附帯決議案には反対の態度を表明します。ご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。第13号議案平成23年度海田町一般会計予算に対する附帯決議案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

この附帯決議案は9名の提出者で提出しております。過半数に達しております。畝保育所再整備につきましては、平成23年2月10日、全員協議会において畝保育所再整備基本計画について、ふるさと館を解体し、整備するという案が最有力という説明を受けました。築16年間しか経過していないふるさと館を解体することは税金の無駄遣いにしか思えませんし、1点申し上げれば、ふるさと館で行われておりますむかしの暮らし展におきましては、安芸区の小学生もその展示を楽しみに、今、ふるさとを再発見する大事な場所となっております。保育所の待機児童をなくすためには、平成23年度からつくも保育所におきまして2歳児未満、現在18名を22名に、2歳児を15名から21名に、3歳児を20名から21名に、4歳児を20名から21名に、5歳児を20名から22名にと、14名の拡充がなされます。畝保育所再整備は大切な施策でございますが、また、畝保育所再整備に関する1,000万の予算を含め、平成23年度海田町一般会計予算は可決しております。今後、本当に海田町の未来を育む保育園児となられる方の最適な場所、皆様の納得のいく建設場所が確定するまでは、今回の1,000万の予算の執行は控えていただきたいという今回の附帯決議案に対して賛成いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）桑原議員、反対、賛成、いずれの討論ですか。

○6番（桑原）反対です。

○議長（久留島）反対討論を許します。桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原でございます。附帯決議案に反対討論をします。

町長は町民の皆さんから町のかじ取りを任されております。また、当初予算では全会一致で認めており、一定の範囲内で予算の執行権が町長にあると思います。しかし、議会を無視して事業を進めてもよいと言っていいわけでは決してありません。今回の畝保育所の整備はまさに町民の皆さんのための事業です。早急に整備方針を定めて、一日も早く事業に着手すべきであります。このような時期に、町民不在で議会と執行部が対立し、事業の推進にブレーキをかけるようなことをすべきではないと考え、附帯決議案に反対いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）西田議員、反対、賛成、いずれの討論ですか。

○ 8 番（西田）賛成です。

○ 議長（久留島）賛成討論を許します。西田議員。

○ 8 番（西田） 8 番、西田です。賛成の立場で討論をさせていただきます。

この畝保育所の建設問題に関しては、全協で2月の時点で1回ほど開かれております。その報告を受けて、我々もいろいろ調査・研究をしてまいりました。まず最初に、その報告の中で大きな疑問点がございます。それは、畝保育所の施設についての保護者へのアンケート調査です。このアンケート調査の結果においては、3分の2の方が現在地というところに満足しているという回答が得られたにもかかわらず、今の現状の位置の決定をなされず、別のふるさと館を選ばれたというところに一つの大きな疑問点がございます。次に、その畝保育所に来られている方々の地域別の調査をさせていただきました。その保育所から約500メートルぐらいの範囲の方が65%、それ以外の方々が35%。だから、あの地区においては、畝保育所において65%のニーズであるというようなこともございます。しかし、65%というのは3分の2ですので、非常に重たく感じておりますし、それを重んじないといけないということがあると思います。次に、そういう意味から、進入路の問題というのが出てまいりました。このアンケートの結果の中でも一番大きな問題は、進入路に問題がある、または送迎用の駐車場がないという問題が指摘されております。となると、まず進入路と駐車場の問題に関してしっかり議論すべきことであって、その議論が全員協議会の1回目の開催の中でなされていないというのが大きな問題です。そのルートに関して、A、B、Cというルートが考えられるという執行部の提案がなされ、そのA、B、Cのルートに関して進入路を開発するためにはどれぐらい事業費が必要かというのが出されております。約5,000万円幾がしかの概算が出てきております。これは、費用は出ても、実際に交渉されたのかどうかはまだ未確定でございます。畝保育所に関しては、今現在のルート以外にA、B、Cというルートが執行部から提案されているにもかかわらず、その費用が出ているにもかかわらず、その交渉が進んでいるのかどうか、これはやっぱり見る必要があると私は思いますし、それが現実にはどのような形になるか、具体がまだ示されていないということの疑問がございます。

次に、今度はふるさと館の移転の方でございしますが、ふるさと館の今の利用状況を見せていただきました。それから、必要経費等も見せていただきました。必要経費の方から申し上げますと、平成19年、20年、21年と、約1,400万円程度、この22年度には約1,000万円程度に、かなり経費の削減がなされてきている。そのふるさと館が利用に関

して鋭意努力されている。それともう1点、大きな問題点が、ふるさと館に関しては教育委員会がどのような動きになるかという投げかけだけで、その回答がまだ我々議員に示されておりません。逃げていかどうかということも示されておりません。そういった意味をすべて総合的に判断しまして、今の現時点では現在地、それから、ふるさと館の取り壊しとふるさと館の改築というような案が示されておりますが、どちらの方に位置を決定すべきかというのが我々もまだ理解できないし、執行部も、今私が説明した中の執行部の説明では私は理解できない現状がございます。そういった意味から、現時点でふるさと館の自主設計ですか、その費用を、位置を決めてなされるのは非常に問題があるという意味で、今回は位置をまず皆さんと議論して決めた中でその自主設計にかかわる費用を推し進めようじゃないかという形で附帯決議を出させていただいておりますので、この附帯決議に賛成いたします。以上で終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）住吉議員、反対、賛成、いずれの討論ですか。

○4番（住吉）反対です。

○議長（久留島）反対討論を許します。住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。附帯決議案に反対の立場で討論いたします。

2月中ごろの執行部からの申し出により、全員協議会によって初めてこの畝保育所再整備案という話が具体的に出てまいりました。確かに皆さんがおっしゃるように、今回の執行部の対応はあまりにも遅過ぎたと。予算編成直前になって、いきなり案を出してきました。これで賛成してくださいと。それは明らかに議会を軽視していると批判されてもやむを得ないものと思います。しかしながら、では、我々議会の方はどうだったのかと。執行部から案を出すまでに、果たして畝保育所の再整備案、それを議会の側から提案したのかと。そういった話も一切なく、執行部が案を出してきた途端、初めて議会の方からあれやこれやと話をする。議会の側にもやはり落ち度はあったのではないかと思います。また、保育所の保護者の方々の送迎に支障を来していると。そういった現状をまず解消することが先であって、確かにふるさと館の建物は築十六、七年と、非常に新しいものではありませんが、その歴史より建物の新しさを優先するのであれば、まさに人の生活よりコンクリートを優先する、そういった町政になるのではないかと思います。よって、私は畝保育所の再整備が一日でも早く、ましてや執行部の案では2年後か

ら新たに始めるという、それすらも遅過ぎると感じておりますので、私はこの決議案に反対するものであります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「議長、反対討論があります。許可願います」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）じゃ、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）畝保育所再整備に関する予算は建設場所が確定するまで執行しないように求める附帯決議の提案に反対する討論を行います。

畝保育所は、41年前の昭和45年1月31日に建設されております。海田町で古い公共建築物の一つ。その建替えに伴ってアンケート等で調査の結果、望ましい保育環境については、送迎で使う道が狭い、そして駐停車のスペースがないということから、保護者の一番の要求を受けてその改善が望まれております。町はそれを受けて改善、また、畝保育所の現状の適正規模と児童福祉施設最低基準における最適規模を整備するとともに、再整備による必要面積を設定しております。また、再整備に当たっては定員を70名とすることから、現状の施設規模以上の確保を目指すとともに、待機保育も今後の解消の課題でございます。全協や予算特別委員会で説明があったように、1案、2案、3案と示されて、総合評価として3案が再整備として評価が高いとしておりますから、場所も建設方法も決まっているものと判断いたします。予算特別委員会でも現地の新たな保育所3ルートを検討したわけです。それ以上の説明を求める意見も発言もなしに、いきなりほかの土地も入れて決めるという決議は、議員がその地主と癒着していることも判断される可能性があります。このような附帯決議は保育所再整備にストップをかけることにつながり、そのことにより町政停滞に大きく影響するものであります。

憲法並びに地方自治法においては、地方公共団体の長は議会に、議会は長に、すべての住民のために政治を論じ合い、その福祉向上のために調和を求め、その意見の一致、コンセンサスを得ながら健全な地方自治を図ることを最大の目的としております。一方では、ともすれば議会と執行部が牽制のあまりに調和を失って紛争を引き起こしたり、また反対に、協調・協和のあまりにその牽制機能を失って、両者のなれ合い政治にもつながり、議会の活力にも大きく影響するものであります。日本共産党の海田町議会議員団は、いつでも議案と町民との関係で判断しております。その議案については賛成、反

対の理由を述べて態度を明確にしております。地方自治法96条の1項は議会の権限で、議会は地方自治体の意思決定機関で、原則としてその意思表示は議会の議決で決めることになっております。一方、地方自治法138条の2項は執行部の権限で、長その他の執行機関は条例、予算、その他議会の議決に基づく事務等をみずからの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務が課せられております。そのことは、それぞれの機関が法令の定めるところにより自治行政を分担して、直接的にも間接的にも、その権限を介入したり、介入されることがあってはならず、両者は分担されたみずからの権限による責任を一身に負いながら、住民のため、住民の福祉向上に奉仕しなければならないわけであり、このことにより、議会が執行部から提案された以上に、別の土地を対象にした附帯決議をすることは、執行権の介入につながり、地方自治法にも抵触することになります。多数決の原理により、過半数以上そろえば、法に抵触しても何をやってもいいということはありません。一定のルールと役割が、執行機関と議決機関の権限が法によって明確化されているわけであり、庁舎建設候補地の決定といい、保育所の再整備候補地といい、また長引くことになれば、ますます住民の不在になり、庁舎の移転先もストップ、保育所の建設もストップでは、町行政の停滞には目に余るものがあり、その責任の50%は議会側にあることになります。その結果、今一番犠牲になるのは町民であります。よって、附帯決議の内容に、町が提案した以外の、対象外のものまでが含まれているものには反対せざるを得ないわけであり、法の精神を無視して議決することになり、海田町議会の越権行為につながり、議会の権能そのものから逸脱することになると考え、以上の理由から、反対討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）原田議員、反対、賛成、いずれの討論ですか。

○13番（原田）賛成討論です。

○議長（久留島）賛成討論を許します。原田議員。

○13番（原田）13番、原田です。賛成の立場で討論させていただきます。

先の佐中議員の討論の中にもありましたが、議会側にも50%の責任があるというお話がありましたが、我々は執行権の侵害をしようとかいう意思はないですが、裏を返せば、執行部の方にも50%の責任があるわけです。というのは、一つは、2月の全員協議会で初めてこの話が出てきたと。教育委員会の見解も聞いていない。しかも、拙速に3月の

予算委員会でもって決定したことで出てきてしまったと。もう少し議論を重ねる必要があるというふうに考えます。よって、附帯決議案に賛成する立場で議論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第3号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第3号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。着席してください。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。私から、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、専決処分についてでございますが、今国会で地方税法等の一部改正をする法律案が審議されております。この法律案が成立しますと、課税事務上の必要がある場合がございますので、この場合、関係条例を専決処分させていただくものと予定しております。

次に、3月2日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆さん方には本会議及び予算審査特別委員会で慎重かつ熱心にご審議をいただき、ありがとうございます。審議の経過におきまして皆さんから賜りましたご意見やご要望は、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいります。今後ともご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久留島）この際、一言ごあいさつ申し上げます。本定例会は、平成23年度予算をはじめ多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でございます。議員各位におかれましては、これらの審議に当たっては去る3月2日から本日まで誠に真剣に熱意あふれるものがあり、ご精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深く御礼を申し上げます。審議の経過で議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われまして、町政発展のため住民自治の原点に立ち返り、なお

一層の努力をされることをお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 2 時 3 4 分 散会